

福祉用具貸与契約書
介護予防福祉用具貸与契約書（重要事項説明書）

第1条 事業の目的

介護機器のイトウ株式会社指定福祉用具貸与事業所（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者又は福祉用具専門相談員が要支援状態又は要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供する事を目的とする。

第2条 運営の方針

- 事業所の福祉用具専門相談員等は、要介護・要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。
- 事業の実施に当たっては、関係自治体、地域の保健、医療、福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

第3条

- 事業所は愛媛県知事から、介護保険法令に基づく福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業所として指定を受けている。

2. 事業所の概要

事業者（法人）の名称	介護機器のイトウ株式会社
所在地	〒794-0058 今治市蒼社町2-2-3
代表者名	代表取締役 長川 裕信
電話番号	0898-22-6680
FAX	0898-22-8766
指定番号	3870200015
通常の事業の実施地域	今治市（島しょ部を除く）

3. 職員体制

従業員の職種	勤務の形態・人数		
管理者	常勤兼務	1名	
福祉用具専門相談員	常勤	1名	常勤兼務 1名

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、祝日及び8月14・15・16日の内2日間と12月31日～1月3日を除く。
営業時間	8：30から17：30まで

5. 福祉用具貸与の取り扱い品目

車いす	車いす付属品	特殊寝台	特殊寝台付属品
床ずれ防止用具	体位変換器	手すり	スロープ
歩行器	歩行補助つえ	徘徊感知機器	移動用リフト

第4条 福祉用具の提供方法

1. 利用者的心身、生活の状況や環境等を聴取し、適切な説明を行い選定する。
2. 変更の必要があれば医師や居宅介護支援事業者と連絡をとる。
3. 事業者は当該福祉用具が修理によっても継続して使用するに耐えないと認める時は、新しい福祉用具と交換する。
4. 利用者の責任によらない故障は事業所が費用を負担する。

第5条 契約期間

1. この契約期間は 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日とする。
但し、契約期間満了日以前に利用者が要介護・要支援状態区分の変更の認定を受け要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定・要支援認定有効期間の満了をもって契約期間の満了日とする。
2. 被保険者証が更新された場合の満了日は、その更新後の満了日とし、以降も同様とする。

第6条 福祉用具の提供の記録

1. 事業者は利用者に対し福祉用具を提供する毎に、サービスの提供日、種目及びレンタル料金等の必要事項を居宅介護支援専門員が作成する所定の書面に記載する。
2. 事業所は利用者に対する福祉用具提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存する。

第7条 利用料等

1. 事業所が福祉用具を提供した場合の利用料は別紙料金表(カタログ)によるものとし介護保険の適用を受ける場合、利用者は事業者に対して利用者負担割合に応じた額を支払う。
2. 事業所から受ける福祉用具が介護保険の適用を受けない場合、利用者は事業者に対して全額を支払う。
3. レンタル開始月の料金
開始月の15日以前は月レンタル料金の全額 開始月の16日以降は月レンタル料金の1/2
レンタル終了月の料金
終了月の15日以前は月レンタル料金の1/2 終了月の16日以降は月レンタル料金の全額
レンタルの開始と終了が同月内の料金：月レンタル料金の全額を徴収する。
4. 有効期間内まで先払いが可能であるが、途中返却は未使用月分を返金する。
5. 事業所は利用者から利用料金の支払いを受けた時は利用者に対し領収書を発行する。

第8条 利用料の滞納

1. 利用者が正当な理由なく事業所に払うべき利用料を3ヶ月以上滞納した場合において、事業者が利用者に対して2週間以内に滞納金を支払うよう督促したにもかかわらず支払いがない時は事業所は保険者、居宅介護支援事業者と協議し善処するものとするが、場合によっては利用者に対する福祉用具の全部または一部の提供を一時的に停止する事がある。
2. 事業所が利用者に対し前項の一時停止の意思表示をした後2週間しても支払がない時はこの利用契約を解除することとする。

第9条 利用者の解約権

利用者は事業者に対しいつでもこの契約の全部または一部の解除を申し入れる事ができる。この場合には7日以上の予告期間をもって届けるものとし、予告期間満了日に契約は解除される。

第10条 事業所の解約権

事業者は利用者が故意に法令違反等著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の再三の申し入れにも関わらず改善の見込みがない場合は7日以上の予告期間をもってこの契約を解除する事ができる。

第11条 契約の終了

次の各項いずれかに該当する場合には契約期間中であってもこの契約は終了する。

1. 利用者の要介護状態区分等が自立と認定された場合
2. 利用者が死亡した場合
3. 第8条に基づき事業所から契約の解除の意思表示がなされた時
4. 第9条に基づき利用者から契約の解除の意思表示がなされ、予約期間が満了した時
5. 第10条に基づき事業者から契約の解除の意思表示がなされ、予約期間が満了した時
6. 利用者が介護保険施設に入所及び医療機関に入院した時

第12条 事故発生の対応

事故発生時に介護機器のイトウ株式会社に連絡を行い担当者の指示を受ける。担当者は管理者に報告をして事故状況に対して対応を行う。居宅介護支援事業者とも連絡を密にし、利用者に細かい連絡を行う。

第13条 損害賠償

1. 提供した福祉用具の欠陥等により、身体、財産、信用を傷つけた場合はその損害を賠償する。
2. 利用者は福祉用具の全部又は一部を毀損または消滅した場合は、直ちに事業所に対してその詳細な状況を報告し、事業所の指示に従う。忘失又は損傷が利用者の責任による場合はその損害を弁償する。

第14条 損害賠償がなされない場合

1. 利用者が急激な体調の変化等事業所が実施した福祉用具貸与サービスを原因としない事由に起因して障害が発生した場合。
2. 利用者又は家族が事業所の指示、説明に反して行った行為に起因して障害が発生した場合。

第15条 身分証明書携帯義務

専門相談員は常に身分証を携帯し、初めて利用者宅へ訪問した時や利用者や家族に提示を求められた時はいつでも身分証を提示する。

第16条 秘密保持と情報提供の同意

1. 事業所従業者は、利用者と家族の秘密を守るため事業所と誓約書を作成し秘密の保持をする。
2. 利用者及びその家族は、サービス担当者会議等において介護サービス充実のため個人情報が提供されることに同意する。

第17条 苦情処理の対応

1. 事業者は提供した福祉用具について苦情を受け付け利用者及びその関係者から苦情があった場合には迅速、適切に対処し、サービス向上、改善に努める。
2. 管理者の指示により重大事故は保険者に報告する。
3. 必要があると判断した場合は検討会議を行い、再発防止に役立てる。

相談・苦情・事故発生時連絡窓口

相談受付窓口	営業時間	営業日	電話番号
介護機器のイトウ株式会社	8:30~17:30	月曜日~金曜日	0898-22-6680
今治市高齢介護課	8:30~17:15	月曜日~金曜日	0898-36-1526
愛媛県国民健康保険団体連合会	8:30~17:15	月曜日~金曜日	089-968-8700
愛媛県社会保険協議会救ピット委員会	90:00~12:00 13:00~16:30	月曜日~金曜日	089-998-3477
今治市地域包括支援センター美須賀・立花	8:30~17:30	月曜日~土曜日	0898-55-8872
今治市地域包括支援センター日吉・近見	8:30~17:30 土曜日 8:30~12:30	月曜日~土曜日	0898-22-7960
今治市地域包括支援センター西・南	8:30~17:30	月曜日~金曜日	0898-33-7861

今治市地域包括支援センター桜井・朝倉・玉川	8:30~17:30	月曜日~金曜日	0898-36-8330
今治市地域包括支援センター北郷・大西・菊間	8:30~17:30	月曜日~金曜日	0898-53-5540

第18条 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待に関する担当者 氏名 東 千春

- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 虐待防止のための指針の整備をしています。
- 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村・包括支援センターに通報します。

第19条 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をしています。
- 事業所における感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備しています。
- 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

第20条 業務継続計画の策定について

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従つて必要な措置を講じます。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

第21条 契約外事項

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定める所を尊重し利用者、家族及び事業者の協議により定める。

・適合状況の確認

提供しました福祉用具の適合状況について確認しました。

1. 契約時点における要介護状態区分等は () です。

- ## 2. その要介護認定の有効期間は

年 月 日 から 年 月 日までです。

- ### 3. 設置場所 自宅

- #### 4. 操作状况

- ## 5. 身体との適合状況 適合

- ## 6. その他留意点

貸与品目、金額については次の通り

年 月 日

私と家族は以上の内容について説明を受け内容を確認しましたので貸与契約をします。

利用者氏名

住所

家族代表者

住所

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与事業所

介護機器のイトウ株式会社

代表取締役 長川 裕信

今治市蒼社町 2-2-3